

Information 07

自動販売機設置者を募集

市の施設に設置する自動販売機の設置者を募集します。希望する場合は、次の方法により申し込みください。

※自動販売機の設置にかかる電気料は、設置者負担

【販売機の種類】清涼飲料水（酒類を除く）自動販売機（災害救援対応型）

【応募方法】必要書類（申込書、仕様書など）を総務部総務課（市役所迫庁舎2階）で受け取るか、市公式ホームページからダウンロードし、募集内容を確認の上、参加申込書類を提出してください

※公募設置希望者が複数の場合は、抽選で設置者を決定します

【募集期間】2月20日（木）～3月6日（金）

※郵送の場合は必着



選定方法	施設	台数	設置期間	設置料金
競争入札	登米市役所迫庁舎（バス待合室）	1台	令和2年4月1日～令和5年3月31日（3年間）	落札金額
公募抽選	消防防災センター（ロビー）、中田農村環境改善センター、東和定住促進住宅、中田定住促進住宅、石越定住促進住宅	各1台	令和2年4月1日～令和4年3月31日（2年間）	売上高に8%または8.8%を乗じた金額
	中田生涯学習センター	2台		

障がい者の社会参加を促進するため、障がい者の使用する自動車の燃料費とタクシー利用料金の一部を助成します。各事業とも、平成31年1月1日以降に登米市に転入した人は、平成31年1月1日現在の住所から、住民税の課税（非課税）証明書を、申請の際に提出してください。

Information 08

障がい者の社会参加を促進  
自動車燃料費・タクシー利用費を助成

障がい者の社会参加を促進するため、障がい者の使用する自動車の燃料費とタクシー利用料金の一部を助成します。各事業とも、平成31年1月1日以降に登米市に転入した人は、平成31年1月1日現在の住所から、住民税の課税（非課税）証明書を、申請の際に提出してください。

障害者自動車燃料費助成事業

【対象者】世帯全員の住民税が非課税で、次の①～③のいずれかに該当する人  
①身体障害者手帳1・2・内部3級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1・2級で自動車を所有し運転する人、またはその自動車を障がい者のために運転する同居者  
②身体障害者手帳下肢3級で、自動車を所有し運転する  
③療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1・2級、18歳未満で身体障害者手帳1・2級・内部3級の人のために自身が所有する自動車を運転する同居者

※福祉タクシー利用助成事業や透析患者通院費助成事業を利用している人、社会福祉施設入所者、申請時に継続して3カ月以上入院している人、生活保護受給者は対象外です

【対象車両】普通自動車、小型自動車、軽自動車のうち4輪以上のもの

※携行缶など、対象車両以外の給油はできません

【利用券の使い方】ガソリンスタンドで給油の際に、利用券（1枚千円分）を月2枚（年間最大24枚）まで利用できます

【交付手続き】3月2日（月）から、各総合支所市民課（市民係）で受け付け、交付します

【持参するもの】①障害者手帳②運転免許証③車検証④印鑑

※福祉タクシー利用助成事業や透析患者通院費助成事業を利用している人は対象外です

【利用券の使い方】タクシーに乗ることに1枚、1カ月に4枚まで利用できます（1年間で最大48枚）

※利用券1枚は、小型タクシーの基本料金と同額になります

【交付手続き】3月2日（月）から、各総合支所市民課（市民係）で受け付け、交付します

【持参するもの】①障害者手帳②印鑑

【問い合わせ】福祉事務所生活福祉課（障害福祉係）  
☎0220(58)5552  
各総合支所市民課（市民係）

Information 09

ホストファミリーバンク  
登録者を募集

市は、海外姉妹都市などからの青少年訪問団や旅行者など、ホームステイを希望する外国人を受け入れる「登米市国際交流ホストファミリーバンク」登録者を募集しています。ホストファミリー（受入家庭）に登録して、身近な国際交流を体験してみませんか。

【登録要件】次の全てに該当する

【登録方法】登録申請書（市民協働課備え付けまたは市公式ホームページからダウンロード可）に必要事項を記入の上、提出してください

※申請は随時受け付けます

【受け入れまでの流れ】①市から登録家庭へ受け入れ依頼通知を送付②登録家庭は受け入れの可否を市へ連絡③市で受け入れ可能家庭と調整し決定

【申し込み問い合わせ】企画部市民協働課（地域振興係）  
☎0220(22)2173  
▼登米市国際交流協会  
☎0220(52)2144

Information 10

宿泊させて農作業体験をお手伝い  
ファームステイ受入会員を募集

市グリーン・ツーリズム推進協議会は、令和2年度に予定している宿泊農業体験（ファームステイ）の受入会員を募集します。

ファームステイでは、子どもたちを自宅に宿泊させ、農作業や家事の手伝いなど、農家の暮らしを体験してもらいます。

特別なことをする必要はなく、普段の仕事を子どもたちと一緒に作業します。受入会員には、料金をお支払いします。

【受入人数】1戸当たり3～5人程度

【受入料金】1泊2日／1人当たり7千円

【申込方法】電話

【年会費】千円

【申し込み問い合わせ】市グリーン・ツーリズム推進協議会事務局（産業経済部商業観光課内）  
☎0220(34)2734



Information 11

「みやぎ鎮魂の日」に一斉黙とうを

県は、3月11日を「みやぎ鎮魂の日」と定めています。市では、東日本大震災で亡くなられた人を追悼し、震災の記憶を風化させることなく後世に伝えていくため、一斉黙とうを実施します。ご理解とご協力をお願いします。

【実施日時】3月11日（水）午後2時46分

【実施方法】防災行政無線のサイレン吹鳴を合図に、一斉黙とうを実施

【問い合わせ】総務部防災課（防災危機対策係）  
☎0220(22)2130

Information 12

軽自動車税を減免します

身体障害者手帳などを持ち、一定の要件に該当する場合は、軽自動車税を減免します。手帳の等級、車両の所有者、運転者を確認しますので、期間内に申請してください。

【申請書類】▼減免申請書（税務課、各総合支所で配布）▼自動車検査証▼運転免許証▼身体障害者手帳▼戦傷病者手帳▼精神保健福祉手帳▼療育手帳▼マイナンバー通知カード▼マイナンバーカード▼印鑑

【申請期間】4月2日（木）～23日（木）▼納期限の7日前まで受け付け

※継続申請者には、3月下旬に申請書を郵送します

【申請先問い合わせ】総務部税務課（市民税係）  
☎0220(22)2163  
▼各総合支所市民課（市民係）

